



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次（*については県例規集掲載事項）

○ 公安委員会規則

*12 和歌山県道路交通法施行細則の一部改正

○ 告示

- 1176 財団法人道府県会館の平成19年度経営状況
(管財課)
- 1177 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請
(県民生活課)
- 1178 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 1179 生活保護法による指定介護機関の廃止
(福祉保健総務課)
- 1180 生活保護法による介護機関の指定
(")
- 1181 " (")
- 1182 毒物劇物取扱者試験の実施 (薬務課)
- 1183 土地改良区設立認可申請の適否決定等
(農業農村整備課)
- 1184 有田川土地改良区の役員の就退任
(")
- 1185 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1186 新道路の供用開始 (")
- 1187 平成9年和歌山県告示第410号（和歌山県屋外広告
物条例第3条の規定に基づく知事の指定する区域及び
区間）の一部改正 (都市政策課)
- 1188 平成18年和歌山県告示第515号（和歌山県屋外広告
物条例の規定に基づく知事の指定する区域）の一部
改正 (")
- 1189 一般競争入札による落札者の決定 (警察本部)
- ### ○ 選挙管理委員会告示
- 89 政治団体の設立の届出
- 90 政治団体の届出事項の異動の届出
- 91 政治団体の解散の届出
- 92 政治団体の収支報告書の要旨
- 93 資金管理団体でなくなった旨の届出

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第12号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年8月29日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
和歌山県道路交通法施行細則（昭和47年和歌山県公安委
員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（警察署長への委任）

第3条 法第5条第1項の規定により警察署長に行わせる交
通の規制は、令第3条の2第1項に規定する道路標識等によ
る交通の規制で、その適用期間が1月を超えないもの
とする。

第5条第1項中「令第13条に規定する緊急自動車で当該用
務」を「令第13条の規定に基づき公安委員会の指定を受け、
又は公安委員会に届け出た自動車で、当該緊急用務」に改
め、同条第2項第8号に次のように加える。

セ 裁判所法（昭和22年法律第59号）に定める執行官
が民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制
執行等を迅速に行う必要がある場合に、その執行の
ため使用中の車両

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、緊急を要し、警察署長がやむを得ない理由が
あると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申
請をすることができる。

第8条第6項に次のただし書を加える。

ただし、第1項ただし書に規定する場合は、この限り
でない。

第8条第8項に次の1号を加え、同項を同条第10項とする。

（4）第3項又は第4項の規定による許可が取り消されたとき。

第8条第7項の次に次の2項を加える。

8 第6項に規定する許可証の交付を受けた者は、当該許可
証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、再
交付の申請を行うことができる。第1項の規定は、この場
合について準用する。

9 警察署長は、許可証の交付を受けた者が、第5項に規定
する許可の条件に違反したとき、又は特別な事情が生じ
たときには、当該許可を取り消すことができる。

別表第2中

近畿自動車道（松原那智勝浦線）

御坊市野口

から日高郡みなべ町徳蔵まで

を

近畿自動車道（松

原那智勝浦線)	御坊市野口から田辺市稲成町字皆代2790番2まで
---------	--------------------------

に、	一般国道24号 (京奈和自動車道)	橋本市小田原字平山口1408番1
----	-------------------	------------------

佃566番1から橋本市高野口町大野まで	を	一般国道24号 (京奈和
		一般国道42号 (那智勝

自動車道)	橋本市小田原字佃566番1から橋本市高野口町大野字平山口1408番1まで
浦新宮道路)	新宮市三輪崎字源ヶ林2102番1から東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字中須岩本25番1まで

に、	一般国道42号	日高郡みなべ町南道1北塩屋字北湊708番1
----	---------	-----------------------

33番1地先から御坊市塩屋町地先まで	を	一般国道42号
		一般国道42号

	田辺市稲成町字新江原3286番から御坊市塩屋町北塩屋字北湊708番1地先まで	に
	田辺市稲成町字新江原3286番から田辺市稲成町字下組2939番1まで	

改める。

別記様式第4号の2を次のように改める。

別記様式第 4 号の 2 (第 5 条関係)

駐車禁止除外指定車標章交付申請書(2) 年 月 日 和歌山県公安委員会 殿 住所 申請者 氏名 電話番号 — —	
身体障害者等	住所 氏名 生年月日
身体障害者手帳等の内容	手帳番号 和歌山市・和歌山県 第 号 交付日 障害(程度)名 障害等級別 級 .
摘 要	1 新 規 2 更 新 旧標章番号 交付年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日まで

備考 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

附 則

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人和歌山県会館から平成19年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

財団法人和歌山県会館の平成19年度経営状況

1 災害共済事業（建物共済・自動車損害共済事業）

分担金その他収入	1,827,378,383円
災害共済金経費その他支出	957,302,486円
次期繰越収支差額	870,075,897円
正味財産	22,599,782,275円

2 機械損害共済事業

分担金その他収入	766,962,135円
災害共済金経費その他支出	221,952,028円
次期繰越収支差額	545,010,107円
正味財産	6,872,270,107円

和歌山県告示第1177号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年10月13日まで縦覧に供する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成20年8月13日

2 名称

特定非営利活動法人ふれあい作業所

3 代表者の氏名

九鬼耕作

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1508番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者の福祉向上を目指し、生活の支援をすると共に、社会復帰を促進するために自立に関わる事業を行い、保健、医療または福祉の増進を図る活動に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1178号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年8月19日指定した。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名
コミック	Young Love Comic アヤ 9月号	18815-09	宙出版
コミック	恋愛熱情ラブパッション 9月号	09657-09	一水社
コミック	Sweet プチ 9月号	15487-09	笠倉出版社
コミック	デラバラmini ウーマン劇 場9月増刊号	11816-9	竹書房
コミック	恋愛チェリーピンク 9月 号	17744-9	秋田書店
月刊誌	裏モノJAPAN 9月号	01805-9	鉄人社
月刊誌	特冊新鮮組DX 9月号	06681-9	竹書房
月刊誌	決定版! XX 9月号	13319-9	ミリオン出版
月刊誌	エキサイティングマック ス! 9月号	02091-9	ぶんか社
月刊誌	月刊エンタメ 9月号	02053-09	徳間書店
雑 誌	フラッシュ・エキサイテ ィング 9月15日増刊号	27726-9/ 15	光文社
月刊誌	エンタテインメントダッ シュ 9月号	02059-09	晋遊舎
月刊誌	EX大衆 9月号	11771-9	双葉社
雑 誌	お宝ガールズ 9月号	02257-09	コアマガジン
月刊誌	ブレイクマックス 9月号	18011-09	コアマガジン
月刊誌	実話マッドマックス 9月 号	15279-09	コアマガジン
月刊誌	月刊クリーム 9月号	03299-9	ワイレア出版
雑 誌	BLACK BOX vol.23	08842-09	メディア・クラ イス
月刊誌	実話ナックルズ 9月号	04877-9	ミリオン出版
雑 誌	エキサイティングマック ス!スペシャル vol.5	02092-9	ぶんか社
雑 誌	芸能アイドル裏JAPAN vo l.13	62872-02	ブレインハウス
雑 誌	漫画実話ナックルズ 増 刊vol.8	18422-9	ミリオン出版
月刊誌	金のEX 9月号	12855-9	大洋書房
月刊誌	実話ドキュメント 9月号	05267-9	竹書房

月刊誌 ナックルズEX 9月号 16809-9 ミリオン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1179号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	岩出あいあいサービスセンター	岩出市金池92	居宅介護支援	平成18.4.1
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	岩出東在宅介護支援センター	岩出市西国分668	居宅介護支援	平成18.4.1
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	根来山荘サービスセンター	岩出市根来2277	居宅介護支援	平成18.4.1

和歌山県告示第1180号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	あいあいケアプランセンター	岩出市金池92	居宅介護支援	平成20.6.1
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	皆楽園岩出ケアプランセンター	岩出市西国分668	居宅介護支援	平成20.6.1
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	根来山荘ケアプランセンター	岩出市根来2277	居宅介護支援	平成20.6.1
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	皆楽園訪問看護ステーション	岩出市西国分668	訪問看護・介護予防訪問看護	平成20.6.1

和歌山県告示第1181号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社虹	和歌山市岩橋1043-5	さわやか	紀の川市西脇176-6	通所介護・介護予防通所介護	平成20.7.1

和歌山県告示第1182号

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験期日及び時間

平成21年2月8日(日)

午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

(1) 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館

(2) 田辺市朝日ヶ丘23-1 西牟婁総合庁舎

3 試験種別

- (1) 一般
- (2) 農業用品目
- (3) 特定品目

4 試験科目

- (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

5 受験申込書の手続

(1) 受験申込書の配布

ア 期間

平成20年11月4日（火）から12月5日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間にイに掲げる場所で配布する。

イ 場所

和歌山県福祉保健部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び県立保健所（支所を含む。）

(2) 提出期間

平成20年11月25日（火）から12月5日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時45分までの間に（3）に掲げる場所で受け付ける。

ただし、郵送による場合は、平成20年12月5日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受付場所及び問い合わせ先

薬務課及び県立保健所（支所を含む。）

(4) 提出方法

持参又は郵送。ただし、郵送による場合は、簡易書留郵便により行うこと。

和歌山県告示第1183号

橋本市吉原土地改良区の設立認可申請については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により当該申請を適当と決定したので、同条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

(1) 土地改良事業計画書の写し

(2) 定款の写し

2 縦覧期間 平成20年9月1日から平成20年9月30日まで

3 縦覧場所 橋本市役所

和歌山県告示第1184号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	服部靖彦	有田郡有田川町大字小川407番地1
理事	植村孝志	有田郡有田川町大字市場242番地
理事	決得唯一	有田郡有田川町大字丹生222番地
理事	三木美和	有田郡有田川町大字大谷234番地
理事	藤川久	有田郡有田川町大字出95番地1
理事	坂井道生	有田郡有田川町大字土生291番地2
理事	北畑忍	有田郡有田川町大字小島433番地5
理事	星田泰弘	有田郡有田川町大字長田517番地
理事	的場健治	有田市宮原町須谷268番地
理事	我藤義夫	有田市宮原町道247番地
理事	澤崎幹生	有田市宮原町滝川原351番地5
理事	橋本雅典	有田市宮原町東802番地2
理事	御前一之	有田市山田原245番地
理事	川口明	有田市糸我町中番118番地の1
理事	最田雅文	有田市糸我町西787番地
理事	最田善信	有田市糸我町西132番地
理事	木下健	有田市辻堂994番地
理事	辻本典員	有田市千田1841番地
理事	石井憲	有田市千田1548番地
理事	江川和雄	有田市野565番地
理事	江川重信	有田市宮崎町907番地
理事	岡本善夫	有田郡湯浅町大字吉川579番地
理事	松野実	有田郡湯浅町大字栖原783番地
理事	畑良典	有田郡湯浅町大字田965番地
理事	橋本恵一	有田市初島町里337番地
理事	岩井良郎	海南市下津町鰯川123番地
監事	岩倉稔	有田郡有田川町大字船坂112番地
監事	宮井信英	有田市山田原309番地
監事	宇野禎泰	有田市星尾305番地
監事	森川秀和	有田市箕島867番地

2 退任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	服部靖彦	有田郡有田川町大字小川407番地1
理事	東譽雄	有田郡有田川町大字糸野296番地
理事	決得唯一	有田郡有田川町大字丹生222番地

理事	三枝豊信	有田郡有田川町大字井口135番地
理事	藤川久	有田郡有田川町大字出95番地1
理事	坂井道生	有田郡有田川町大字土生291番地2
理事	北畑忍	有田郡有田川町大字小島433番地5
理事	星田泰弘	有田郡有田川町大字長田517番地
理事	的場健治	有田市宮原町須谷268番地
理事	我藤義夫	有田市宮原町道247番地
理事	辻本壽雄	有田市宮原町滝川原86番地
理事	瀧川勝巳	有田市宮原町滝160番地
理事	御前一之	有田市山田原245番地
理事	林公英	有田市糸我町中番1023番地
理事	西川隆啓	有田市糸我町西998番地
理事	最田善信	有田市糸我町西132番地
理事	木下健	有田市辻堂994番地
理事	辻本典員	有田市千田1841番地
理事	石井憲	有田市千田1548番地
理事	江川和雄	有田市野565番地
理事	宮原喜代治	有田市宮崎町340番地の1
理事	岡本善夫	有田郡湯浅町大字吉川579番地
理事	松野実	有田郡湯浅町大字栖原783番地
理事	畑良典	有田郡湯浅町大字田965番地
理事	橋本恵一	有田市初島町里337番地
理事	岩井良郎	海南市下津町鰯川123番地
監事	岩倉稔	有田郡有田川町大字船坂112番地
監事	宮井信英	有田市山田原309番地
監事	宇野禎泰	有田市星尾305番地
監事	森川秀和	有田市箕島867番地

和歌山県告示第1185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町 大字広口字大平12 34番2地先から同 町大字東谷字大向 井1984番20地先ま で。	新	9.00 ～ 9.00	23.90	仮橋

和歌山県告示第1186号

平成20年和歌山県告示第1185号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成20年8月29日から供用を開始する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1187号

平成9年和歌山県告示第410号（和歌山県屋外広告物条例第3条の規定に基づく知事の指定する区域及び区間）の一部を次のように改正し、平成20年10月1日から施行する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3項の表中

一般国道169号	新宮市熊野川町宮道168号との交点 大字小瀬 四の川橋 区間
----------	--------------------------------------

井 一般国
から北山村
西詰までの

同 上

を

一般国道

一般国道

169号	新宮市熊野川町宮井 一般国道168号との交点から北山村大字小瀬 四の川橋西詰までの区間	同
311号	田辺市本宮町請川 一般国道168号との交点から田辺市中辺路町北郡 北郡隧道北口まで	同

上

上

に、

主要県道那智勝浦線	那智勝々橋北詰 瀧神社参
-----------	-----------------

浦町大字市野々 市野
から同町大字那智山飛
道との交点までの区間

同 上

を

主要県道那智山勝浦線

那智勝浦町大字市野々
々橋北詰から同町大字那智
瀧神社参道との交点までの

市野
山飛
区間

同 上

に改める。

和歌山県告示第1188号

平成18年和歌山県告示第515号（和歌山県屋外広告物条例の規定に基づく知事の指定する区域）の一部を次のように改正し、平成21年1月1日から施行する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項の表中

一般国道168号	県内全区間。ただし、禁止地域を除く。	道路の路端から両側各500メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域。ただし、禁止地域を除く。
一般国道169号	同 上	同 上

を

一般国道169号	県内全区間。ただし、禁止地域を除く。	道路の路端から両側各500メートル以内の地域のうち道路から展望できる区域。ただし、禁止地域を除く。
----------	--------------------	---

に

改める。

第2項中「新宮市の区域のうち別紙図面の区域」を削る。

和歌山県告示第1189号

IC運転免許証作成システム機器の搬入等委託及び賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成20年8月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

IC運転免許証作成システム機器の搬入等委託及び賃貸借一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 落札者を決定した日

平成20年7月25日

4 落札者の氏名及び所在地

株式会社DNPアイディーステム
東京都新宿区新宿四丁目3番17号

5 落札金額

1円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成20年6月6日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
上山章善後援会	上山諭	神谷邦彦	有田郡湯浅町湯浅1884	平成20.7.16	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
こばら泰後援会	代表者	小原圭子	小原泰	平成20.7.9	政治団体	
山田としお和歌山県後援会	代表者	菖蒲典典侑	石橋芳春	平成20.8.5	政治団体	
	会計責任者	森脇豊善	山本哲嗣	平成20.8.5	政治団体	

和歌山県農政連盟	代表者	菟蒲典侑	石橋芳春	平成 20.8.5	政治団体	
	会計責任者	西川均	森脇豊善	平成 20.8.5	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
こばら泰後援会	小原圭子	平成 19.10.12	平成 20.7.9

和歌山県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名		こばら泰後援会
報告年月日		平成20年7月9日
資金管理団体の届出をした者の氏名		小原 泰
資金管理団体の届出に係る 公職の種類		和歌山県議会議員
1 収入総額		0
ア 前年繰越額		0
イ 本年収入額		0
2 支出総額		0
3 収入 の内 訳	ア 個人の党費・会費 (人)	
	イ 寄附 (ア)(イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)	
	(イ) 政党匿名寄附	
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入	
	エ 借入金	
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入	
	カ その他の収入	
	4 支出 の内 訳	
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

和歌山県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年8月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

代表者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
小原泰	和歌山県議会議員	こばら泰後援会	田辺市本宮町請川296-2	平成 20.7.9

備考 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は、小原泰である。